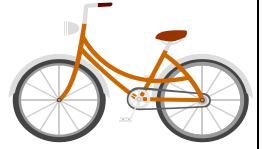




福島県自転車安全利用五則



～みなさんの自転車のマナーを小さな子供が見ています～

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

歩道通行ができる場合は、以下の場合は。

- 道路標識・道路表示により歩道通行が認められている場合
- 児童（6歳以上13歳未満）や幼児（6歳未満）が運転する場合
- 70歳以上の者が運転する場合
- 安全に車道を通行することに支障を生じる程度の身体の障害を持つ者が運転する場合
- 車道等の状況から自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ない場合
 - ・ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合
 - ・ 著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険性がある場合など



（罰則：3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金）

2 車道は左側を通行

自転車は、道路(車道)の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければなりません。

（罰則：3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金）

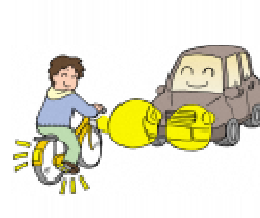
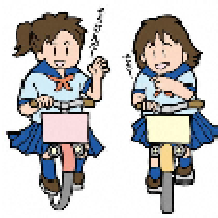
3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。歩道は歩行者優先であることを忘れないでください。

（罰則：2万円以下の罰金など）

4 安全ルール・マナーを守る

- ・ 飲酒運転の禁止（罰則：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金など）
- ・ 二人乗り・並進の禁止（罰則：5万円以下の罰金など）
- ・ 夜間はライトを点灯・反射材着装（罰則：5万円以下の罰金）
- ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認（罰則：3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金など）
- ・ 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止（罰則：5万円以下の罰金など）



5 被害軽減のためヘルメット着用に努める

昨年、福島県では、7人の方が自転車乗車中に亡くなっており、そのうち3人（42.9%）はヘルメットを着用していれば助かったと考えられています。

ヘルメット着用者は、被害軽減効果が高く、目立ちます。

特に、夜間、夜光反射材付きのヘルメットを着用すると、運転者に存在感を大きくアピールできます。

そこで、福島県交通対策協議会では、幼児・児童に限定することなく、全ての自転車利用者に対しヘルメット着用を促しています。

